

高等学校等就学支援金に関する書類の提出について

下記をよくお読みのうえ、**該当する方のみ** 申請手続きをしてください。

申請をしないと、受給することはできません。

※高校1年生は今年4月に、高校2・3年生は昨年6月に申請したものが在学期間中ずっと支給対象になるわけではありません。引き続き支給を受けるためには、必ず申請をしてください。※

今回の申請による対象期間:平成30年7月～平成31年6月(高校3年生は平成31年3月まで)

★★注意事項★★

- ・申請は **郵送のみ** といたします。
- ・特別徴収税額決定通知書、源泉徴収票では受付いたしません。
- ・書類審査中、内容確認のためにお電話をすることがありますので、ご連絡のとりやすい番号の記入をお願いします。
- ・書類に不備がある場合、再提出となります。締切日には余裕をもって提出してください。締切は厳守です。
- ・提出書類につきましては、理由の如何を問わず返却いたしません。

受給条件	以下、どちらかの条件を満たしていること。 ・平成30年度課税証明書等(平成29年の所得による証明書)の世帯の「道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合算額が 507,000円未満 の世帯 ・生活保護世帯
提出書類	1. 高等学校等就学支援金 収入状況届出書 2. 平成30年度課税証明書等(注1)注2) (住民税所得割額・扶養人数の記載されたもの) ※保護者、配偶者ともに課税されている場合は、両方の書類を提出してください。注3) 3. 生活保護受給証明書<生活保護世帯のみ>
郵送締切	平成30年6月23日(土)必着 ※簡易書留など送達過程が確認できるものでお願いいたします。
書類郵送先	〒330-8567 さいたま市大宮区堀の内町1-615 大宮開成中学・高等学校 補助金担当宛

注1)・各市町村毎の「課税証明書」の名称、及び証明書の発行時期は 別紙1 を確認してください。

・16歳未満の年少扶養親族数は必ず記載をしてください。

注2)次に該当する場合は、課税証明書の提出は不要です。

・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により提出が困難な場合

・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等

詳細については、学校までお問い合わせください。

注3)配偶者が非課税である(年収が100万円を超えない)場合には、配偶者の課税証明書は不要です。

その場合は、その旨を記入したメモや付箋を保護者の課税証明書につけて提出してください。

ただし、控除対象配偶者であっても、年収が100万円を超える場合は課税されていますので、配偶者の課税証明書も提出してください。

☆就学支援金制度について☆

・就学支援金は返済の必要がありません。

・居住地の県内、県外は問いません。

・年度途中で離婚・再婚等の理由により親権者の変更があった場合、必ず学校に対して届出を行わなければならない。親権者の変更の届出をしないまま就学支援金を過大に支給された場合は、差額を返還する必要があります。

・申請書類に虚偽の内容を記入する等、不正な手段を用いて就学支援金を受給した者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金刑に処せられます。

【支給額と各基準】

各基準の住民税所得割額は、以下の通りです。

月 支給額	世帯の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額
9,900円	257,500円以上507,000円未満
14,850円	85,500円以上257,500円未満
19,800円	100円以上85,500円未満
24,750円	0円(非課税)

※保護者、配偶者ともに課税されている場合は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を合算してください。

【問い合わせ先】

大宮開成中学・高等学校 補助金担当

TEL:048-641-7161

平日(月～金) 9:00～16:00